

岐阜市では、**令和7年4月1日（火）の運用開始**です。

運用開始日前後の許可申請及び工事に関しては、**届出又は許可申請が必要となる場合があります。**

記載したケースは一例ですので、「**運用開始前後に行う工事**」・「**運用開始後に計画変更する工事**」等については、**個別にご相談ください。**

■宅地造成等規制法（旧宅造法）の規制区域内

旧宅造法手続き
盛土規制法手続き

開発手続き
届出手続き

運用開始日（規制区域指定日）
令和7年4月1日（火）

旧宅地造成等規制法規制区域内

盛土規制法規制区域内

旧宅造許可・開発許可
対象外

盛土規制法の許可対象工事に該当

工事着手

届出

21日以内

《ケース①》

◎運用開始前に工事着手し、工事が完了していない場合は、**令和7年4月21日（月）までに**、**盛土規制法第21条第1項に基づく届出**が必要となります。

《ケース①》

旧宅造許可

許可申請（旧宅造法）

許可（旧宅造法）

工事着手

工事着手

変更の手続きは
旧宅造法に基づき行う
〔経過措置〕

完了検査（旧宅造法）

《ケース②》

《ケース②》

◎運用開始前に旧宅造法の許可を受けた場合は、盛土規制法の経過措置により、旧宅造法と同様の扱いが継続されます。（盛土規制法の手続きは不要）

許可

許可申請

許可

工事着手

中間検査・定期報告

完了検査

《ケース③》

《ケース③》

◎申請が運用開始前でも運用開始前に旧宅造法の許可を受けられなかった場合は、運用開始後に改めて盛土規制法に基づく許可申請が必要となります。

開発許可

許可申請（開発）

許可（開発）

工事着手

工事着手

変更の手続きは
都市計画法に基づき行う
〔経過措置〕

完了検査（開発）

《ケース④》

《ケース④》

◎運用開始前に開発許可を受けた場合は、盛土規制法の経過措置により、旧宅造法と同様の扱いが継続されます。（盛土規制法の手続きは不要）

許可（開発）

「みなし許可」

工事着手

中間検査・定期報告

完了検査（開発）

《ケース⑤》

《ケース⑤》

◎運用開始後に開発許可を受けた場合は、盛土規制法のみなし許可となり、技術基準の適合並びに中間検査・定期報告（工事内容による）が必要となります。

◎当初開発許可内容に変更が生じた場合は、都市計画法に基づく変更許可を行うことで、盛土規制法の変更許可とみなされるため、新たに盛土規制法に基づく変更許可を受ける必要はありませんが、「技術基準の適合」並びに「中間検査・定期報告（工事内容による）」が必要となります。

◎盛土規制法の許可対象工事ではない
開発許可内容に盛土規制法の対象となる変更
が生じた場合の手続きは、裏面《ケース⑩》
による。

■宅地造成等規制法（旧宅造法）の規制区域外

開発手続き 盛土規制法手続き 届出手続き

運用開始日（規制区域指定日）

令和7年4月1日（火）

旧宅地造成等規制法規制区域外

盛土規制法規制区域内

開発許可
対象外

盛土規制法の許可対象工事に該当

工事着手

届出

21日以内

《ケース6》

◎運用開始前に工事着手し、工事が完了していない場合は、令和7年4月21日（月）までに、盛土規制法第21条第1項の届出が必要となります。

《ケース6》

許可申請（開発）

許可（開発）

工事着手

届出

21日以内

《ケース7》

◎運用開始前に開発許可を受けて工事着手し、工事が完了していない場合は、令和7年4月21日（月）までに、盛土規制法第21条第1項に基づく届出が必要となります。

《ケース7》

工事着手

盛土規制法の許可を受けるまで工事着手不可

盛土規制法の許可必要

許可申請

許可

工事着手

中間検査
定期報告

完了検査
（開発）

完了検査

《ケース8》

《ケース8》

◎運用開始前に開発許可を受けていても、運用開始時点で工事着手していなければ、別途、盛土規制法に基づく許可申請等が必要となります。

許可（開発）

「みなし許可」

工事着手

中間検査・定期報告

変更の手続きは
都市計画法に基づき行う
「みなし変更許可」

中間検査・定期報告

完了検査
（開発）

《ケース9》

《ケース9》

◎運用開始後に開発許可を受けた場合は、盛土規制法のみなし許可となり、技術基準の適合並びに中間検査・定期報告（工事内容による）が必要となります。

◎当初開発許可内容に変更が生じた場合は、都市計画法に基づく変更許可を行うことで、盛土規制法の変更許可とみなされるため、新たに盛土規制法に基づく変更許可を受ける必要はありませんが、盛土規制法に基づく「技術基準の適合」並びに「中間検査・定期報告（工事内容による）」が必要となります。

盛土規制法の許可対象工事ではない

許可申請（開発）

（許可）
（開発）

工事着手

盛土規制法の対象となる
変更がある場合

変更申請
（開発）

変更許可
（開発）

工事着手

完了検査
（開発）

《ケース10》

《ケース10》

◎開発許可内容に盛土規制法の対象となる変更が生じた場合は、みなし許可に該当しないため、改めて盛土規制法に基づく許可申請が必要となり、盛土規制法に基づく「技術基準への適合」並びに「中間検査・定期報告（工事内容による）」が必要となります。

開発許可